

医療・介護一括法の成立にあたって（声明）

日本高齢・退職者団体連合
（退職者連合）

6月18日、参議院本会議において「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療・介護一括法）が、与党（自民・公明）の賛成多数で可決・成立した。退職者連合が一貫して反対し、撤回を求め続けてきた介護予防給付の一部を市町村事業へ移行する条項も何ら修正されることもなく成立したことは極めて遺憾である。

これによって介護要支援者は事実上保険給付から切り離され、サービス提供が緩慢となり、市町村間におけるサービス格差の拡大などの弊害を招くだけでなく、要支援者の重篤化、介護度の押し上げ急進につながることを懸念される。

まさにこの法改正は、介護保険制度発足の理念に逆行するものであると言わざるを得ない。

退職者連合は、法案に反対する民主党など野党を応援すべく、延べ200名を超える会員が参加して、連日、連合の仲間とともに衆・参両院の厚生労働委員会審議を傍聴・監視してきた。そんな中で6月16日、連合の古賀会長も参議院の公聴会で口述し、「サービスの地域間格差が拡大し、要支援者の切り捨てにつながりかねない」「19本の法案を束ねた審議は拙速だ。このように不十分な審議で見切り発車となれば将来に禍根を残す」と厳しく指摘したが、残念ながら絶対多数を誇る自・公与党の耳にその声は届かなかった。

退職者連合の闘いはこれで終わるわけではない。今後はそれぞれの市町村において、現行の予防給付が実体的に確保されるよう、監視と行動を強めて行かなければならない。また、現場で働く介護労働者にしわ寄せがおよぶことのないよう見守っていかねばならない。そして、誰もが安心して老年期を迎えることができる社会にするために、一日も早くしっかりとした地域包括ケアシステムが全国各地に構築されるよう運動を展開して行く。

以上

2014年6月19日